

## DC運営管理機関の評価に関する通知について

厚生労働省は、2018年7月24日、DC運営管理機関の評価に関する通知を发出了しました。また、通知の发出にあわせて、パブリックコメントに寄せられた意見に対する回答を示しました。

DC運営管理機関の評価に関しては、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（DC改正法）による改正後のDC法第7条第4項において、DC運営管理機関間の競争を促し加入者等の利益を確保するため、「運営管理業務を委託する事業主は、委託するDC運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、検討を加え、必要に応じて変更等の措置を講ずること」が努力義務とされました。（施行日：2018年5月1日）

今回の通知は、これを受けて、事業主によるDC運営管理機関の評価・検討の詳細な基準を示したものです。（施行日：2018年7月24日）

当年金NEWSでは、通知の内容について、ご案内いたします。

また、今般の通知の发出にあわせ、事務連絡「確定拠出年金Q&Aの改定について」も发出されておりますので、ご案内いたします。

### 【内容】

#### （別紙）DC運営管理機関の評価に関する通知について

- 「確定拠出年金制度について」の一部改正案及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180036&Mode=2>
- 事務連絡「確定拠出年金Q&Aの改定について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000337839.pdf>

### 【ご参考】

同日、DC運営管理機関の評価に関して、運営管理機関側の対応を定めた省令等（施行日：2019年7月1日）も示されましたが、当「年金NEWS」では、事業主の対応事項についてまとめております。

- 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180035&Mode=2>

\* 本資料では、「確定拠出年金」を「DC」と表記します。

#### 年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp